

4.市町村都市再生協議会

4-1. 市町村都市再生協議会(法第117条) H19-

I. 市町村都市再生協議会とは

■ 市町村都市再生協議会とは

- 「市町村都市再生協議会」とは、都市再生整備計画の作成や実施、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理に関して必要な協議を行うため、市町村ごとに設置することができる法定協議会です。
※都市再生整備計画の区域が複数存在する場合でも、設置できる協議会は市町村に1つのみです。
- 都市再生特別措置法改正（平成26年）により、立地適正化計画の作成及びその実施にも活用できるよう規定が整備され、多様な関係者との協議を経ることで、実効性を持った計画の作成が可能となりました。
- 既存の協議会を束ねて一つのものとしたり、合同開催や構成員の相互乗り入れ等による柔軟な運用も可能です。

■ 協議会の構成員

① 市町村都市再生協議会を組織できる者

- 市町村
- 都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、歴史的風致維持向上支援法人
- 上記法人に準ずる特定非営利活動法人等

「等」には、以下のいずれかに当てはまる法人が含まれます。（施行規則第57条）

- 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人で、公共公益施設の整備等に関する事業を営むもの
- 市町村長が都市の再生を推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として、当該市町村長が指定したもの

② ①で挙げた者が必要に応じて構成員に加えることができる者

- 関係都道府県、UR、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構といった公的主体
- 都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
- まちづくり団体や商工会、公共交通事業者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者

③ 協議会が協力を要請することができる者

- 関係行政機関（都道府県や隣接市町村等）
- その他必要な者 等

II. 制度活用のメリット

- 都市再生整備計画の作成及びその実施、同計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理について、関係者間での協議を円滑に進めることが可能となります。
- 市町村都市再生協議会は、都市再生整備計画に位置付けられた事業を実施する場合、市町村と同様に、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）による支援を受けることができます。【直接補助】

III. 設置事例

田名部まちなか再生協議会（青森県むつ市）

設置日：平成24年7月13日

構成員：むつ市、特定非営利活動法人、商店街振興組合、
商工会議所、民生委員児童委員協議会、青年会議所、
自治会



参考：市町村都市再生協議会規約の作成例について

- 市町村都市再生協議会規約を作成する場合、下記 URL から見本をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/000205044.pdf>（平成30年9月現在）

※2ページで紹介している国土交通省ホームページ「官民連携関連施策」にも本ファイルへのリンク（市町村都市再生協議会規約（例））がありますので、併せてご確認ください。